



妊産婦及び乳児健康診査・ 新生児聴覚検査の助成について



大子町では、受診票を使用することで下記のとおり、健康診査等が公費負担で受けられます。

健康診査	医療機関等	手続き方法
妊婦健康診査 (初回～第16回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の医療機関 ・ 県内の助産所 (第2・3・5・7・9・10・13・14・15・16回のみ) ・ 埼玉厚生病院（福島県） 	受診票を 医療機関等へ渡す
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県外の助産所 (第2・3・5・7・9・10・13・14・15・16回のみ) ・ 埼玉厚生病院以外の県外医療機関 	償還払い
新生児聴覚検査 (初回検査および 確認検査)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の医療機関 ・ 埼玉厚生病院（福島県） 	受診票を 医療機関等へ渡す
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内外の助産所 ・ 埼玉厚生病院以外の県外医療機関 	償還払い
産婦健康診査 (第1回、第2回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の医療機関 ・ 県内の助産所 ・ 埼玉厚生病院（福島県） 	受診票を 医療機関等へ渡す
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県外の助産所 ・ 埼玉厚生病院以外の県外医療機関 	償還払い
乳児健康診査 (第1回～第3回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の医療機関 ・ 県内の助産所（第1回のみ） ・ 埼玉厚生病院（福島県） 	受診票を 医療機関等へ渡す
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県外の助産所（第1回のみ） ・ 埼玉厚生病院以外の県外医療機関 	償還払い

* 妊婦健康診査第15回、第16回は、健康診査を受ける必要がある方のみの交付となります。

償還払い

償還払いとは、健康診査にかかった費用を一旦医療機関等に支払い、後日、かかった費用を町へ請求して助成を受ける方法です。こども家庭センターで手続きを行っています。

<手続きに必要なもの>

- ・ 各種受診票（医療機関等にて実施した健診または検査内容と結果が記載されているもの）
- ・ 領収書
- ・ 申請書（こども家庭センターにあります）
- ・ 振り込み口座（なるべく妊産婦本人のもの、乳児は保護者のもの）
- ・ 印鑑

— お問合せ —

大子町役場 健康こども政策課 こども家庭センター 電話 72-6611
(大子町保健センター内)

